

武力攻撃事態等における安否情報のあり方に関する検討会

【第3回会合】

日時：平成18年2月23日（木）

場所：中央合同庁舎第2号館 低層棟

1階 共用会議室4

配 付 資 料

資料1	外国（人）からの照会について	...	1
資料2	安否情報収集時の民間派遣業者、ボランティアの活用	...	2
資料3	武力攻撃事態等における安否情報のあり方に関する検討会 報告書素案（概要）	...	3
資料4	武力攻撃事態等における安否情報のあり方に関する検討会 報告書素案	...	7

外国（人）からの照会について

(1) 原則

- ジュネーブ条約の規定を踏まえ、国民保護法第96条において、外国人（日本の国籍を有しない者）が被災者とする照会に対する回答を日本赤十字社に義務づけている。外国籍の者については、日本赤十字社も共有できるシステムにし、日本赤十字社が回答。
- この場合、回答基準については、同法第96条第3項に基づき、個人情報の保護に十分留意することが必要であるため、国及び地方公共団体における回答方法や基準を踏まえて実施すべきである。

(2) 外国人が被災日本人について照会する場合

外国人が日本人の被災者について照会する場合は、日本国内からの照会は、原則として窓口で本人確認を実施することとする。

(3) 在外邦人が日本人被災者について照会する場合

在外邦人が日本人の被災者について照会する場合は、迅速性や実効性の観点から、日本の地方公共団体や消防庁において、日本国内の照会と同様に照会及び回答することが適当である。

【参考条文】

(外国人に関する安否情報)

第九十六条 日本赤十字社は、その国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、総務大臣及び地方公共団体の長が保有する安否情報のうち外国人に関するものを収集し、及び整理するよう努めるとともに、外国人に関する安否情報について照会があったときは、速やかに回答しなければならない。

2 総務大臣及び地方公共団体の長は、前項の規定により日本赤十字社が行う外国人に関する安否情報の収集に協力しなければならない。

安否情報収集時の民間派遣業者、ボランティアの活用

- 行政機関が保有する個人情報の処理を業者などに委託すること自体は法律上の問題はない。
- 行政機関個人情報保護法上、行政機関は、「個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止（以下「漏えい等の防止」という。）その他保有個人情報の適切な管理のために必要な措置」を講じなくてはならず、「保有個人情報の取扱いの受託を受けた者（以下「受託者」という。）」にも準用される。
- 行政機関は保有個人情報の処理を委託する場合、漏えい等の防止のため、受託者との守秘義務規定のある契約書又は誓約書の締結、個人情報保護の取扱い研修などの措置を実施する必要。
- 安否情報の処理をするため、ボランティアを活用する場合、守秘義務規定のある契約書又は誓約書を①ボランティア団体（代表）②ボランティア個人と締結し、研修などを実施すれば法的には可能。
- 現状、相当数の日本赤十字社やNPOなど災害ボランティア団体がボランティアを事前に登録しており、事前に各団体と地方公共団体が上記契約を結び、連携して研修などを実施することは可能か。（登録者数約53万人、団体数1万1千団体あまり）
- ただし、ボランティア団体はほとんどが、法人格を持たない社団又は財団であり、代表又は管理人が決まっていない団体においては、民事訴訟法上、被訴訟権がなく、団体として責任をとれないため、②ボランティア個人と誓約書の締結を行う必要。
- 安否情報の収集については、安否情報が有事になって初めて生じること、事態によって保有個人情報の数が予測できないことから①の契約だけで対応できるかどうかは不明。①原則として②の可能性も考える必要がある。
- また、安否情報のうち、特に否情報に関する家族の照会ニーズがあることから、行政機関としては否情報を優先的に収集することを目的に、否情報の収集は市町村職員及び派遣会社からの応援中心になるべく迅速に行い、避難所で収集する安情報については、ボランティアを活用し、個人情報保護に留意して収集することを基本とする。

武力攻撃事態等における安否情報のあり方に関する**検討会報告書素案（概要）****1 法制度の基本的な考え方**

- 国民保護法の安否情報関係の立法趣旨は「家族がその近親者の運命を知る権利」（ジュネーヴ条約）を満たすことである。
- そのため、「照会」に対する「回答」の制度が創設（個人情報保護法の特別法）された。
- その際、「個人の情報の保護に十分留意」（95条）が必要とされている。
- 「公表」は、個人情報保護法や条例に基づき、各団体の個別の判断が必要である。

2 民間との適切な役割分担

- 行政側は、①避難・救援の活動が優先し、②マンパワーの限界があるほか、③回答開始まで時間を要するため、民間事業者や警察・病院等の既存の安否提供システムとの協働が不可欠である。
- 特に、「安」情報（避難住民等の情報）は、携帯電話での連絡や民間事業者（NTT、NHK等）が中心的役割を担う。
- 「否」情報（負傷者や死者の情報）は、従来、警察や病院が対応してきた。
- このように、従来、民間事業者や警察、医療機関、地方公共団体等は、安否情報の提供について、それぞれのメディアを活用し、重要な役割を広く果たしてきた。
- 国民保護法の安否回答事務は、従来の情報提供（警察、病院、民間サービス）に加えて、「家族の知る権利」という立法趣旨を満たすため、より手厚く、+αの措置として、既存スキームが

ら漏れた者等の安否回答を可能とする仕組みと位置付けることが適当である。

3 安否情報システム（別添イメージ図）

- 入力、情報整理及び共有を全国の地方団体間で可能にする効率的な安否情報システムを開発・整備し、19年度より運用を開始する予定となっている。
- 全国統一の情報を全地方団体で共有することにより、国民が全国どの地方団体にも安否情報の照会を可能なものとする。
- 情報セキュリティ対策を万全に講じる。

4 関係機関の協力等

- 避難住民は避難施設、負傷者は病院、死者は警察からの積極的な情報収集・協力が必要であり、事前に各地域で協議し、具体的方法を決めておくことが適当である。
- 入力等に際しては、企業や災害ボランティアによる協力等を、契約締結等により個人情報保護に配慮しつつ、積極的に活用すべきである。その際、事前に協力者を登録しておくことが適当である。
- 応援協定や要請等を活用し、近隣の地方団体からの職員派遣を積極的に活用すべきである。

5 回答方法

- 行政が保有する情報であるかどうかのみについては、本人確認を要せず、インターネットによる氏名等での検索（照会）を可能とする。
- 一般的な照会は、照会者の本人確認を実施（原則は窓口で実施）することとする。
- 照会者が被照会者の親族・知人の場合（書面により形式確認）、被照会者が積極的に不同意の場合を除き、回答を行う。また、被照会者が意識不明者等の場合、公益上の必要性等を踏まえ、

原則として回答を行う。

- 照会者が親族・知人以外の場合、原則として、被照会者が回答に同意する場合において、回答を行う。
- なお、公表を希望する者の情報は、ホームページや報道提供により広く国民に情報提供すべきである。

6 外国人等に係る回答

- 国民保護法に基づき、外国人に係る照会は、日本赤十字社が、安否情報システムにより共有した情報により回答を行う。
- 在外邦人が照会する場合は、原則として、電話・メール・FAX等により照会及び回答を行う。

7 対外的公表

- 対外的公表について、回答主体の各地方団体等の個別の条例解釈が必要である。
- 一方、統一的な運用の必要性も大きいため、その方策が今後の課題となる。
- その際、極めて大規模な武力攻撃災害が発生し、今回の前提とした既存システムが機能せず、当該制度趣旨が果たされなくなっている場合や、意識不明で身元の確認できない患者で、当該安否情報を公表することにより家族等がより早く患者を捜しあてることが可能になると判断できる場合、等においては、公表の必要性が高い。
- 公表主体は、安否情報システム導入前と同様、原則として、情報収集（入力）市町村及びその都道府県、国のみが可能とすべきである。
- 今回の国民保護法に基づく安否情報の回答事務については、警察、病院、民間サービス等による従来の情報提供の仕組みに制限を加える趣旨ではないことに留意が必要である。

8 その他

- マニュアル作成、研修会、訓練等により、全地方団体職員に具体的な運用の定着を図ることが重要である。
- システムの有効性を踏まえ、自然災害や事故等において安否情報システムを活用することについても十分検討される必要がある。また、全地方団体による情報共有や回答方式については、応援協定の締結等がなされれば可能と考えられる。

武力攻撃事態等における安否情報の あり方に関する検討会報告書素案

1 検討会の背景

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という）が平成16年9月に施行された。
- (2) また、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）（以下「ジュネーヴ条約」という）第32条及び第33条においては、「家族がその近親者の運命を知る権利」に基づき、行方不明であると報告された者の捜索が紛争当事者に義務づけられ、その情報伝達が紛争当事者及び各国赤十字社に義務づけられている。
- (3) 同条約の規定を踏まえ、国民保護法においては、第94条から第96条までにおいて、市町村長及び都道府県知事による安否情報の収集、整理及び総務大臣への報告と、総務大臣及び地方公共団体の長による安否情報の照会に対する回答等が義務づけられた。
- (4) 自然災害や事故時においても、被災者の安否情報に対する国民のニーズは大変大きいものがあったが、国民保護法において初めて、法律上の安否情報の収集・回答についての根拠規定が設けられたこととなる。
- (5) 一方、安否情報については、個人情報に該当することから、同法第95条第2項において、「個人の情報の保護に十分留意しなければならない」と規定されている。また、安否情報に係る事務執行については、国民の生命等を守るための避難、救援等の国民保護措置を実施する中で、実施する必要があることや、対象情報も膨大な数となることが想定されることから、「効率的なシステムの検討」が不可欠とされている（国民の保護に関する基本指針（17年3月閣議決定。以下「基本指針」という））。
- (6) 以上のことから、家族が近親者の運命を知る権利、個人情報の保護、効率的なシステム等を十分踏まえた国民保護法に基づく安否情報事務の具体的運用について、本検討会において検討してきたものである。
（関連する条約、法令、閣議決定等については別添を参照）

2 関係法制度についての基本的な考え方

- 国民保護法の安否情報の関連規定の立法趣旨は、「家族がその近親者の運命を知る権利」（ジュネーヴ条約第1追加議定書。「the right of families to

know the fate of their relatives) を満たすためのものである。

- その目的を達成するため、同法95条1項において、「照会」に対する「回答」の制度が用意された（「公表」とは規定されていない）。このことは、同2項で「前項の場合において」「個人の情報の保護に十分留意」と規定されていることから、1項においては「公表」は制度として原則的には予定されていないと考えられる。
- 安否情報の「照会」に対する「回答」については、行政機関個人情報保護法第8条第1項に規定する「法令に基づく場合」や各地方公共団体の個人情報保護条例の同様の規定に該当するため、当該事務の具体的な運用は国民保護法に基づき解釈されることとなる。その際は、上記立法趣旨を踏まえるとともに、同法第95条2項に基づき、「個人の情報の保護に十分留意」することが必要である。この場合、当該「個人の情報の保護」の解釈基準として、行政機関個人情報保護法や個人情報保護法律等における解釈や具体的な運用基準等を拠り所とすべきと考えられる。
- 国民保護法第95条第2項に基づく「個人の情報」とは、行政機関個人情報保護法や個人情報保護法における「個人情報」の定義規定「生存する個人に関する情報」と規定ぶりが異なり、情報公開法第5条第1号の「個人に関する情報」と同様の規定ぶりである。同法の解釈においては、当該「個人」には、生前に不開示であった情報が、個人が死亡したことをもって開示されることとなるのは不相当との理由から、生存する個人のほか、死亡した個人も含まれるとの解釈が取られている。また、地方公共団体の個人情報保護条例のうち、個人情報保護法等の制定前に制定されたもの等においては、同様の規定ぶりを取っているものも多い。また、近年、死者の個人情報の開示請求権者を一定の遺族に認める条例規定を設ける団体も増加してきており、これらの地方公共団体では、保護される個人情報として死者の個人情報も含める解釈を取っている団体も多い。

国民保護法に基づく安否情報については、その対象者は避難住民、負傷者、死者であり、負傷者が死者に移行するケースも多く、その場合は上記情報公開法と同様の考え方が当てはまること、条文の規定ぶりも生存する個人に特定されてはいないこと、等を踏まえれば、第95条第2項の「個人の情報」には死者の個人情報も含まれると解することが適当である。

3 民間事業者等の既存の安否取扱機関との適切な役割分担について

(1) 基本的な考え方

- 武力攻撃事態及び緊急対処事態（以下「武力攻撃事態等」という）における安否情報事務の具体的な運用を検討するに当たっては、他の国民保護措置の検討と同様、過去の自然災害や事故時等における運用を十分に参考に

する中で、構築していくことが最も有効と考えられる。

- この場合、安否情報の取扱いについては、無事である者に係る情報（「否」情報以外の情報をいう。以下「「安」情報」という）と、死者及び負傷者（「病院に入院する者」と定義する）に係る情報（以下「「否」情報」という）に分けて検討することが有効である。
- また、国民保護関係の業務については、避難誘導や救助等の国民の生命等を守るための事務が安否情報事務に優先されること（基本指針等）、物理的なマンパワー不足等から、安否情報の関係機関からの収集、入力、回答体制の構築までには、一般的に最低でも1日近くは要することが多いと想定される。一方で、安否情報への国民のニーズは、過去の災害時等においては事態直後が格段に高い状況となっている。従って、特に事態当日の安否情報については、民間サービス等の従来の仕組みによる提供が特に重要となるものと考えられる。
- 従来、民間事業者や警察、医療機関、地方公共団体等は、安否情報の提供について、それぞれのメディアを活用し、重要な役割を広く果たしてきた。従って、国民保護法に基づく安否情報事務を地方公共団体が実施するに当たっては、従来有効に機能してきた民間事業者や警察、医療機関等が行う安否情報の提供の仕組みとの間において、それぞれの特性を踏まえつつ、適切な役割分担を図り、総合的に国民の安否情報のニーズが満たされるようにしていくことが極めて重要である。また、国民のニーズの高い事態当日においては、民間サービス等の従来の仕組みでの対応が特に重要となる。
- 以上のことから、今回の国民保護法に基づく安否情報事務は、警察、病院による対応や民間サービス等からによる従来の情報提供・公表に加えて、「家族の知る権利」という立法趣旨を満たすため、より手厚く、+αの措置として、新たに照会に対する回答の仕組みを設けるものと位置付けることが適当である。従って、今回の安否システムは既存の提供スキームを置き換えるものでなく、結果としてむしろセーフティネットとして、既存スキームから漏れた者等の安否回答を可能とする仕組みと考えるべきである。

(2) 「安」情報の役割分担

- 「安」情報については、避難住民や帰宅困難者等が該当する例が多いと考えられる。なお、国民保護法における「安」情報の対象者たる「避難住民」は、避難施設や収容施設に滞在する避難住民を対象としており、帰宅困難者や避難施設以外への避難者（自宅内避難を含む）は含まない（同法施行令第23条）。
- 避難所収容者数については、阪神大震災時は約30万人、中越地震時は約10万人の規模に上っており、それぞれの死者数（6434人と51人）

や負傷者数（約4万人と約5千人）に比し、格段に多く、事務が膨大なものとなると推定される。

- 従来、以下の例のとおり、多くの民間事業者等が安否情報の提供を行い、特に「安」情報について重要な役割を広く果たしてきた。これらの情報はそれぞれ一長一短はあるが、総じて、被災者が「安」情報を自ら提供することが各システムの基本となっているため、「安」情報のみが基本的に扱われてきた。
 - ・ 固定電話を活用したNTTの災害用伝言ダイヤル「171」
 - ・ インターネットを活用したNTTのWEB「171」
 - ・ 携帯電話を活用したNTTドコモのi-mode 災害用伝言ダイヤル
 - ・ 情報通信研究機構のIAAシステム
 - ・ テレビやラジオを活用したNHKや民間放送による安否放送
- また、「安」情報については、近年、携帯電話やインターネットが広く普及したことや、電話の輻輳軽減手段の発達により、各個人が携帯電話やインターネット、公衆電話（災害時には災害時優先電話として利用可）、NTT等から割り当てられる特設公衆電話等を活用し、自ら必要な家族等に無事であることを知らせ得る機会が従来に比し、格段に増えているものと考えられる。
- 地方公共団体の「安」情報対応としては、避難所収容者が生じる災害（地震、豪雨等）において、市町村が中心となって、避難者名簿に基づき、電話等の安否照会に対して、各避難所又は市町村役場において回答されてきたが、応急的・限定的な対応が多い。
- 以上のことから、「安」情報については、各個人の自助や各民間事業者等の安否提供システムを安否確認の基本としつつ、それを補完する形で国民保護法に基づく「安」情報の照会・回答を位置付けていくべきと考えられる。この場合、行政側はこの役割分担を踏まえ、国民に対し、民間事業者サービス等の利用の啓発・普及を図っていくことが大変重要である。
- 一方で、武力攻撃事態等においては、行政側自身にとって、住民の安否や所在を確認することは、安否照会への回答だけではなく、住民の避難や救援等の多くの国民保護措置を実施する上でも不可欠な情報と言える。特に、高齢者、障害者、子供等の災害時要援護者については、避難できずに取り残されている可能性もあることから、残留確認を行う上でも、避難所収容者の情報を早期に集めることは重要となる。また、避難所の運営に当たっても、通常の災害時と同様に、避難所収容者の人数や要援護者数等を把握することは、国民保護法上の救援（食品、被服、寝具、医療の提供等）を行うに当たり必須の情報と言える。なお、当該情報は安否情報の照会・回答のために収集するものであるが、行政機関個人情報保護法第8条第2項

第2号や類似の条例の規定に該当することから、上記国民保護措置の実施に当たっても行政内部において活用することは問題はないと解釈される。また、念のため、情報の収集様式にはその旨明記することが適当である。

- 従って、避難所収容者の情報については、安否情報の照会・回答には、民間サービス等を補完する形で活用するものの、行政側の国民保護措置のニーズとして、必須であることから、可及的速やかに収集に努めることが重要である。

(3) 「否」情報の役割分担

- 「否」情報は負傷者（軽傷、中等傷、重傷）及び死者についての情報であるが、特に重傷者や死者等については、自力による安否連絡は困難なこと、民間サービスでも把握が困難なこと等から、「否」情報は上記「安」情報に比し、家族・知人等からのニーズはより大きいと考えられる。
- 従来、自然災害時や事故時の「否」情報については、一般的に、死者・負傷者については警察、負傷者については病院が中心となって、報道提供、窓口設置、電話対応、紙の貼り出し等により、情報が提供されてきた。
- 例えば、阪神大震災や中越地震の場合は、警察等の発表に基づき、死者（身元判明分。以下本段落において同様）のみを対象として、名前等が新聞報道された。また、地下鉄サリン事件の場合は、東京消防庁の調査等に基づき死者について、病院の調査等に基づき入院患者について、名前等が新聞報道された。尼崎列車事故の場合は、警察の発表に基づき、死者のみを対象として名前等が新聞報道されたほか、羽越線列車事故の場合は、警察等の発表に基づき、死者及び負傷者の情報について名前等が新聞報道された。報道期間については災害当日から数日間が多い。
- また、国民保護法に基づく「否」情報の収集に当たっては、実効性の観点から、主として、死者情報は警察より、負傷者情報は医療機関より収集することが最も有効と考えられる。その際、当該関係機関の協力義務については、国民保護法第94条第3項、同法施行令第25条、基本指針等において規定されているところであり、地方公共団体は、警察や医療機関などと連携して収集する体制を整備する必要がある。
- この場合、これらの機関からの「否」情報は、避難住民の情報のような直接被災者自身から収集する1次情報ではなく、間接的に入手する2次情報となる。従って、当該情報については、入手先の警察及び病院において、これまでのルールに則り、第1次的に提供がなされることとなるため、地方公共団体においては、それを補完する形での照会・回答がなされることが望ましい。

4 安否情報事務及びシステムの具体的な運用について

(1) 安否情報システム

- 消防庁においては、効率的な安否情報システムを18年度中に国費により開発・整備し、19年度より運用開始を目指すこととしている。当該システムのイメージは資料4-2のとおりであり、都道府県及び市町村の庁舎、支所、出張所、避難施設、警察、病院等から消防庁に設置されたサーバーに、直接、情報を入力することを可能とする。
- 各地方公共団体はそれぞれの専用領域を消防庁サーバー内に有し、当該団体の区域内の関係機関からの入力情報は当該団体の情報とし、当該団体の職員が重複整理を行った上で報告キーを押して初めて、消防庁への報告がなされる仕組みとする。
- 全国の関係地方公共団体より消防庁に報告された後は、重複整理が施された後に、全国統一の情報として、全都道府県及び市町村に共有される。
- 国民からの安否照会は、被災地のみならず、消防庁及び全地方公共団体においても行うこととする。この場合、遠隔地の家族・知人等から被災地への安否確認の電話、訪問等がある程度軽減できると考えられることから、従来災害実務上、安否情報に関連して問題となっていた電話輻輳等について一定程度の軽減が図られることが期待され、また、被災地の住民が安否確認をする際にも、混乱している被災地地方公共団体ではなく、近隣の被災地外の地方公共団体に照会することにより、迅速に回答が得られる等の効果が期待される。
- この方式については、全都道府県や抽出市町村の意向を確認したところ、殆どの団体において、災害時の相互扶助の観点から当該事務の協力は差し支えないとの回答を得ている。また、国民保護法上も、第95条において回答主体は「地方公共団体の長」と規定されており、②同法施行令第26条第2項においても安否情報を「保有している場合」に回答が必要なことから、法令に規定する当該地方公共団体の事務として、各団体が回答することは問題ないと解釈される。
- この場合において、被災地以外の地方公共団体における回答事務（窓口や電話等）については、通常業務時間における対応を基本とする。なお、必要に応じ、個別の団体の判断により、夜間・休日等における対応措置を講じることは構わないこととする。
- 以上の入力や共有に当たっては、情報漏洩がないよう、別添のとおり、ファイア・ウォールの設置、仮想専用回線の使用、アクセス権限の限定使用、アクセス可能な端末機器の盗難防止、担当者の十分な研修、事態時の常時監視、マニュアルの事前配布、等、万全のセキュリティ対策を講じることが極めて重要である。

- なお、本システムは初めての仕組みであることから、上記を基本としつつも、訓練や実際の運用等も踏まえ、必要があれば柔軟にシステム内容を見直すことが必要である。

(2) 関係機関からの収集等

- 避難住民の情報については、一元化、効率性、実効性の観点から、避難所において收容者の情報収集を行うことを原則とする。避難所においては、收容者に別添1の様式を配布し、本人又は家族等が記入した上で、様式を回収し、回収した様式をパソコンにより上記安否システムのサーバーに直接入力することとなる。
- この場合、マンパワー不足を補完するため、様式の配布については、極力、避難住民自らが実施することが適当である。また、様式を回収する者については、個人情報保護との関係から、下記(3)の入力と同様、公務員が実施することに加え、守秘義務を宣誓させた委託業者や避難住民による協力等を積極的に活用すべきである。
- 負傷者や死者については、国民保護法令等に基づき、別添1及び別添2の様式に従い、主に病院や警察から情報提供してもらうこととなる。その際、情報提供に当たっては、迅速性やマンパワー等の観点から、差し支えない範囲で、警察や病院関係者が直接入力することの協力を事前に求めていくことが適当である。この点を含め、各都道府県や市町村においては、収集様式、その際の留意点、入力者、入力端末、必要な専用回線ソフトの端末へのインストール、入力以外の情報提供方策、情報提供頻度、情報提供連絡先、安否システム概要、等、各地域における具体的な連携方策や業務内容等を、予め、警察や近隣の病院関係者と協議し、周知していくことが重要である。協議については、国民保護計画の作成・修正や国民保護協議会、合同会議等の場等も積極的に活用することが重要である。
- また、病院や警察等の端末から直接入力をする場合については、セキュリティ対策等を講じるため、事前に、当該入力用端末に消防庁から提供されるソフトを予めインストールしておくことが必要である。
- 負傷者については、情報の有効性、病院側の負担軽減、重複情報の排除の観点から、病院に入院する者のみを安否情報の対象とすることで十分と考えられる。従って、病院においては、トリアージ時の情報ではなく、病院搬送後に作成される災害用患者リスト等を活用し、入院患者の情報について入力等の提供を行うことが適当である。
- 情報収集に当たっては、重複整理等に必要なことから、いつ現在(日時、分)の記入又は収集情報であるかを各様式に明示することとする。当該時間は、業務量軽減の観点から、様式にのみ記入し、入力・報告時には入力

時間のみがシステム上自動的に明示されるようにする。

- 本名のほかに、通称をもって広く社会で認知されている者が、通称による安否情報システムへの登録を希望する場合には、本名の横に括弧書きで通称であることが分かるように記入し、提出を受け付けることとする。また、安否情報システムの入力に際しては、本名と通称で2人分の入力を行うが、システム上、通称についてはその旨分かるようにしておくことが望ましい。

(3) 入力方式

- 入力情報は膨大な量になることが想定されるため、優先度の高い情報から入力していくよう運用を工夫することが望ましい。
- 上記3の各情報の特性を踏まえた場合、まずは「否」情報を最も優先して入力することが重要である。また、入力情報量が膨大で、処理が追いつかない場合等には、例えば、氏名、(住所、生年月日)、避難住民又は死傷者該当性、情報提供に係る同意・不同意のみを先に入力し、最低限度必要な回答を可能とする情報入力を行った上で、他の情報は事後的に入力する方式も考えられる。この点は各地方公共団体において、事態に応じて臨機応変に対応することが必要となるが、予め、シミュレーション等により想定をしておくことも有効である。
- また、下記5(1)①から⑫の情報が全て判明してから入力するのではなく、当面判明した事項のみを入力し、事後、追加的に判明した事項を入力する方式も必要となると考えられる。
- 避難住民情報の入力については、死傷者に比し膨大な数に及ぶこと、避難施設は多数に及ぶこと、各避難所の運営自体にも必要な情報であること、各避難所地区の災害時要援護者等の安否確認のためにも必要な情報であること、等を踏まえ、極力、各避難施設において避難住民等の協力を得て入力が完結されることが望ましい。この場合、当該入力情報は個人情報であることから、個人情報保護条例との関係やセキュリティ対策を検討しておくことが重要となる。
- 個人情報保護条例については、行政機関個人情報保護法第6条第1項及び第2項と類似の規定に基づき、当該入力者との間において、契約等により「個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じ」させることが必要となる。従って、情報入力者が法人である場合には、当該法人と守秘義務契約を結び、セキュリティ対策研修等も実施することを前提に委託することとなる。避難住民の中から情報入力者を選択する場合は、自治会や自主防災組織の役員等のように平時より行政側との関係があり信用のおける者を選択し、当該入力者

に個人情報の取扱いについての説明を行った上で、守秘義務遵守の宣誓書にサインをしてもらう等の措置を行うことが適当である。その際は、できる限り、事前に、自治会等の協力を得、各地域において当該手続を済ませておくことが望ましい。

- また、当該情報入力に安否情報回答に加え、避難住民の共助が不可欠な避難所運営の一貫でもあることから、そのような地域の共助体制を高める観点から、平時より、地域の自治会や自主防災組織、ボランティア、NPO、学校PTA、避難所施設の利用者団体等において、災害時の業務分担を話し合い、その一貫として、避難所台帳の管理の延長とも言える安否情報入力担当者を決めておくなどし、安否情報事務の趣旨や個人情報の取扱いの周知等を実施しておくことが望ましい。
- 一方、そのような事前準備が十分とは言えないケースが生じた場合においても、各避難所において、避難住民の中から適任者を決め、個人情報保護に関する同様の説明と守秘義務遵守の手続を行った上で、入力委託をすることも可能と考えられる。
- また、安否情報事務の円滑な実施において、マンパワー不足の中で、膨大な入力作業をいかに可能とするかは極めて重要な点である。このため、迅速な入力作業を支援する観点から、別添のイメージ図のとおり、国側が全国的に派遣可能な大企業数社と予め調整し、派遣登録を行い、訓練や研修等を通じシステム入力の定着を図り、事態が生じた場合は、概ね12時間以内の現地到着を目途に、できるだけ速やかに数十名から百名程度の入力担当社員を指定された被災地に派遣する仕組みを構築することを検討すべきである。この場合、国が事前調整した登録派遣会社と受入れ地方公共団体が、事前の調整内容に従い、守秘義務等を課した派遣契約を締結し、派遣されることとなる。当該契約費用は地方公共団体から支弁され、国民保護法第168条第1項に基づき、当該支弁費全額が、事後、国より負担金として当該地方公共団体に措置されることとなる。これらの派遣社員は、各市町村役場での入力、各避難所での入力、病院等での入力等が考えられるが、上述の趣旨に鑑み、特に優先される安否情報について、マンパワー不足が特に心配される市町村役場において入力することを基本とし、当該地方公共団体の判断で配置を検討することとする。この方式については、事態によっては、交通機関や道路状況が麻痺し、被災地方公共団体に到着できない場合や、被災地方公共団体が混乱し、派遣企業社員を受け入れる体制がとれない場合等も想定される。そのような場合においては、入力箇所を被災地の近隣の地方公共団体に拠点を設ける等の方策も有効であると考えられる。

(4) 整理・報告・更新

- 地方公共団体内の情報について、役場、避難所、警察、病院等より、入力された情報は当該地方公共団体内の領域のみに保存されており、当該地方公共団体の担当職員が特段の問題がないことを確認し、報告キーを押すことにより初めて消防庁等に報告されることとなる。この場合、当該地方公共団体は、重複情報があった場合も、原則として、迅速性を優先して、重複情報のまま報告（システム上重複情報は色を分ける等により画面上明白になるようにしておく）し、報告後に、迅速に重複情報の入手先等に確認し整理を進める等を行うことが適当である。
- 更新については、余力がある場合は、内容に変更があった場合、適時適切に更新することが望ましい。しかし、実際の膨大な業務量の中での運用とならざるを得ないことや立法趣旨を踏まえ、安否情報については、避難住民、負傷者及び死者という各カテゴリーの内において滞在施設（居所）が変更しない場合は更新を不要とし、避難所を変更した場合や、転院した場合等のように滞在施設が変更になる場合は更新を行うことを原則とする。この場合、そもそも各情報の1次収集者・入力者は避難施設や病院等の各施設毎に決められていることから、滞在施設が変更になれば必然的に更新情報が新規情報としてシステムに入力されることとなり、その重複整理・確認を図ることにより、更新がなされることとなる。

(5) 回答

- 消防庁に報告された情報は、重複整理され（重複情報はその旨明白に分かる表示）、統一情報が安否情報システムにより全地方公共団体に共有され、当該情報に基づき、各地方公共団体が下記5の要領にて回答を行うこととする。
- 被災地以外の地方公共団体において照会窓口を設けることにより、被災地地方公共団体に対する照会件数は減ることが考えられるが、本人確認の電話やそもそも避難住民の家族の直近の市町村への照会は非常に多いと考えられるため、近隣の地方公共団体などと安否情報の回答のための職員を派遣するなどの応援体制についても検討しておく必要がある。
- 国や地方公共団体における安否照会の回答（行政保有情報の有無を含む）等を行う窓口、電話番号、メールアドレス、ホームページ、対応可能時間等の情報については、平素から住民への広報・啓発に努めるほか、武力攻撃事態等においては、報道機関を通じることなどにより広く広報し、国民に周知することが重要である。特に、情報共有方式により全地方公共団体において回答が可能であること（通常勤務時間内）については、そのメリットを最大限活かすため、積極的に周知を図る必要がある。

- また、回答時の個人情報の漏えいを防ぐため、データベースへのアクセス権限ルールを整備すること、回答者の要件を明確にすることなど一定のルールや情報漏えいが起きないような一定の配慮を行う必要がある。

5 具体的な回答方法及び基準

上記2及び3の基本的考え方や「家族の知る権利」を満たすという立法趣旨を踏まえ、以下のとおりの方法とすることが適当である。

(1) 回答対象情報

国民保護法施行令第23条に基づき、以下の情報を収集し、回答の対象とする。

- ① 名前
- ② 出生の年月日
- ③ 男女の別
- ④ 住所
- ⑤ 国籍
- ⑥ 避難住民の該当の有無
- ⑦ 負傷の有無
- ⑧ 死亡の有無
- ⑨ 負傷の状況
- ⑩ 死亡の日時、場所及び状況
- ⑪ 現在の居所（死体の所在を含む）
- ⑫ 連絡先その他必要情報

(2) 照会方法

照会者は照会に際しては、回答に当たって必要となる以下の情報を照会様式等に記入し、行政側に提供するものとする。なお、これらの照会様式については、一定期間保存する必要がある、個人情報として、条例に基づいた管理が必要である。

- 国民保護法施行令第26条第1項に規定する「照会に係る者を特定するために必要な事項」として、被照会者の氏名等。
- 下記(3)以外の照会を行う場合は、照会者の本人確認に必要となる照会者自身の住所、氏名、性別及び生年月日（以下「4情報」という）。なお、法人その他の団体からの照会の場合は、当該照会者自身の4情報に加え、同項に基づき、「その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地」も明らかにすることとする。

(3) 行政保有情報の有無

- 個人情報保護に配慮しつつ、国民の利便性を増し、24時間の対応を可能とする観点から、国民保護法に基づく安否情報事務により収集・整理された全国統一の情報について、当該行政側が保有する情報であるか否かの点についてのみ、インターネットにより国民の誰もが名前等の個人が特定される情報で検索できるシステムを構築する。(資料4-5参照)
- この場合、当該被照会者が下記(5)において、親族も含めて一切の照会に対しての回答を希望しない場合においては、当該検索の対象外として行政保有情報の有無についても回答しないこととするのが適当である。
- 当該システムは、大量のアクセスにも耐え得るスペックとなるよう、訓練等も踏まえ、柔軟にシステム内容を改善していくこととする。
- 行政保有情報に該当する場合、当該照会者は下記の方法により直接地方公共団体等に照会を行うこととなるが、非該当の場合は、照会件数が抑制され、業務量の軽減が期待される。

(4) 照会者の本人確認

個人情報保護に十分留意する観点から、下記の照会については、照会者の本人確認を実施することとする。なお、法人等による照会の場合に当たっても、迅速な確認を可能とするため、当該法人等の確認ではなく、法人等の構成員として照会する者自身の本人確認を行えば足りることとする。

ア 窓口確認

- 最も確実かつ迅速な本人確認が実施できることから、原則的な照会方式に位置付ける。
- 照会者は、消防庁や全国の都道府県及び市町村の窓口において照会することができることとし、照会の際、運転免許証、住民基本台帳カード等の身分証明書を原則として提示し、本人確認を実施することとする。

イ 電話確認等

- 電話、FAX、E-mail等(以下「電話等」という)での照会の場合は、照会者の4情報を聴取し、当該4情報について住所地所在市町村に役場より問い合わせ確認すること等により本人確認を行い、照会者に対して折り返し電話等により回答を行う。
- この場合、上記アに比して、確認時間を若干要することから、早期確認が必要な場合はなるべくアの方法を取るよう予め国民に周知しておく。
- この方法により、在外邦人からの安否照会に対しても回答が可能となる。
- なお、迅速な回答、住所地所在市町村の負担の軽減等の観点から、当該本人確認について、住民基本台帳ネットワークによる確認を可能とすることも今後検討していくべきである。

ウ その他

- 将来的には、国民の利便性及び行政側の事務量軽減の観点から、住民基本台帳カード及び公的個人認証サービスを利用したインターネットでの申請により、自動的に本人確認が実施でき、照会内容が条件を満たせば、自動的に回答がなされるシステムも検討していくべきである。

(5) 本人の同意・不同意

「家族の知る権利を満たすため」という立法趣旨や個人情報保護を踏まえ、以下の基準により回答を行う。

- 照会者が被照会者の親族、同居者及び知人（友人や職場関係者を含む）（以下「親族・同居者・知人」という）である場合、被照会者が積極的に不同意を示している場合を除き、原則として回答を行うこととする。情報収集様式には、不同意を希望するかを問う項目を設ける。この場合、被照会者が死者、意識不明者、幼児等である場合、意思確認をする業務上の余裕がない場合、記入漏れの場合等においては、積極的な不同意の意思表示がないこと、公益上の必要性等を踏まえ、原則どおり回答を行うこととする。

その際、親族・同居者の場合は、上記（１）①～⑫の全情報について回答することとするが、知人の場合は、原則として、（１）①⑥⑦⑧のみについて回答することとする。

- 照会者が親族・同居者・知人以外である場合、原則として、被照会者（被照会者が死者の場合は、遺族（できる限り被照会者に直近する親族とする））が回答に同意する場合において、上記（１）①～⑫のうち回答の同意がある項目について、回答を行うこととする。この場合、同意及び不同意の確認が取れない意識不明者等の場合について「公益上特に必要があると認められるとき」として例外的に回答できるかどうかの判断については、その判断基準やニーズ等を踏まえれば、下記９（１）の公表の可否の判断に合わせる事が適当と考えられる。従って、当該例外的な回答を実施でき得る主体は、下記９（３）のとおり、公表主体たり得る当該情報を収集した地方公共団体とし、他の情報共有団体は上記のとおり、同意・不同意のみを基準として回答することとする。

(6) 親族・同居者・知人であることの確認

- 照会者は被照会者を特定するための氏名等の情報を承知していること、照会者の本人確認は実施していること、業務の実効性を確保する必要があること等から、親族・同居者・知人であることの確認は、書面により形式的に実施し、戸籍等による実質的な確認は原則として行わない。

- 書面確認においては、家族、同居者、友人、会社同僚等の申請理由に応じて、性の相違、住所地の相違、年齢の大幅乖離等の書面上の齟齬をチェックし、真実性につき疑義を生ぜしめる特段の事情がある場合等は、請求者に対し口頭で質問等を行う。
- なお、本事務における「知人」とは、「被災者と互いに知り合うなどの関係がある者であって、その関係から見て、社会通念上、当該被災者の安否情報を必要とすることがもっともと考えられる者」と定義する。具体的には、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指すこととする。

(7) その他留意点

- 回答に当たっては、いつ現在の情報であるかを明示して回答することとする。
- また、照会者の情報、回答した安否情報の内容等について、できる限りその回答状況を記録しておくこととする。

6 外国人等に係る回答

- ジュネーブ条約の規定を踏まえ、国民保護法第96条において、外国人（日本の国籍を有しない者）が被災者である場合の照会に対する回答を日本赤十字社に義務づけている。その際、回答の基礎となる安否情報は消防庁等が保有する同一の情報のうち、外国人に関する部分を共有することとなっている。従って、安否情報システムの情報共有については、国籍が日本人以外の者については、日本赤十字社も共有できるシステムとし、それらの者は日本赤十字社が回答することとする。
- この場合、回答基準については、同法第96条第3項に基づき、個人情報の保護に十分留意することが必要であるため、国及び地方公共団体における回答方法や基準を踏まえて実施すべきである。
- 在外邦人が日本人の被災者について照会する場合は、迅速性や実効性の観点から、原則として、上記5（4）イにより照会及び回答することが適当である。

7 人員不足の補完方策

以下の様々な手法を講ずることにより、人員不足をできる限り解消し、安否情報事務の実効性を高めることが極めて重要である。

(1) 応援要請等

安否情報という個人情報の事務に当たっては、法律上守秘義務が課せられた公務員が不可欠な場合も多く想定されるため、以下の手法を活用し、早急に公務員の派遣を求めるべきである。

- 国民保護法第17条及び第18条に規定する都道府県や市町村への応援要請とその協力義務。
- 地方公共団体間の既存の災害時の応援協定を武力攻撃事態等にも拡充。
- 非常勤公務員も事態時に招集。
- (2) システムの充実及び積極的活用
 - 安否情報システムの充実(上記4(1))
 - 本人確認における住基台帳ネットワークの活用(上記5(4)イ)
 - 公的個人認証サービスによる照会時の自動検索(上記5(4)ウ)
- (3) 全地方公共団体による回答(上記4(1)及び(5))
- (4) 企業派遣社員の活用(上記4(2))
 - 入力時のみならず、回答時においても、差し支えない範囲でできる限り、守秘義務を締結した上で企業派遣社員等も活用すべきである。その際、窓口や電話での受付や回答文書の交付等の業務は問題ないと考えられる。また、照会者の本人確認、4情報の問い合わせ、被照会者の画面検索等については、個々の地方公共団体が個人情報保護条例や個人情報セキュリティ・ポリシー、災害混乱時の必要性等に照らし、判断することとなる。
- (5) 避難住民のボランティアによる協力を活用(上記4(3))
- (6) 国の回答体制の充実
 - 国も安否情報の回答主体(国民保護法第95条)であることから、消防庁内においても、非常時の体制を強化し、できる限りの照会に回答ができるようにすることが必要である。
 - また、同時に、安否情報の回答システムを強化すること等により、自動的に対応できる範囲を拡充することも必要である。

8 業務内容の周知徹底等

- 今回の安否情報事務は国や全国の地方公共団体職員の協力を得つつ実施するため、迅速性や実効性を期すため、その業務内容の周知等を図ることが極めて重要である。
- このため、消防庁においては、具体的な安否情報の運用マニュアルを作成するとともに、国及び地方公共団体職員等に対し積極的に研修会等において内容の周知を図ることが必要である。また、各地方公共団体においても同様に職員等に周知を図ることが必要である。さらに、国及び地方公共団体は、共同訓練や単独訓練等において安否情報事務も実施し、その定着を図る必要がある。

9 対外的公表

(1) 国民保護法の制度

- 国民保護法の安否情報の回答事務に基づき収集した情報について、報道機関やインターネット等を通じて「公表」を行うかどうかについては、同法95条が行政機関個人情報保護法第8条第1項や個人情報保護条例に規定する「法令に基づく場合を除き」に当たらないと解釈されるため、別途、個人情報保護法や条例上可能であるかの解釈が国や各地方公共団体毎に個別に必要となる。
- この場合、関連規定の規定ぶりは、本人の同意を要件とする場合を除き、条例ごとに異なること、解釈基準も地方公共団体ごとに異なるため、公表するか否かについては、基本的には各回答主体の判断となる。
- なお、情報公開法や情報公開条例との関係については、不開示情報を規定した同法第5条第1号の「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」に該当するが、その例外事項を規定した同号ロ「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」等に該当するか個別具体的な検討が必要となる。
- また、被災者が公表を希望する場合は、個人情報保護法や条例に基づき、同法第8条第2項第1号「本人の同意があるとき」や条例の類似規定を根拠に、公表を行うこととし、別添1の情報収集様式には、当該安否情報の公表希望の有無を設ける。この場合、当該情報は報道提供するほか、消防庁や各地方公共団体のホームページに掲載するなど、国民が入手しやすいよう、様々なメディアを通じて提供する。

(2) 統一的運用の検討

- 安否情報の回答は全国統一情報に基づき全団体の協力の下に実施するものであるため、本人の同意がない場合における公表の可否についても、各地方公共団体等において、できる限り統一的な運用が図られることが望ましい。
- この場合の公表の判断については、武力攻撃事態等のみではなく、自然災害や事故時等における公表の判断と基本的には整合的に行う必要があると考えられる。
- 本検討会の検討対象は国民保護法に基づく安否情報の回答事務であるため、公表のあり方については検討対象ではないが、今後、関係省庁が中心となって、地方公共団体も含め、自然災害時等も合わせた統一的な運用が図られるような方策の検討がなされることが期待される。
- その際、武力攻撃事態等の安否情報事務は、今回構築したシステムにより、家族等に漏れなく安否情報の回答を行うことが制度の趣旨であるが、例えば、極めて大規模な武力攻撃災害が発生し、今回の前提とした既存システ

ムが機能せず、当該制度趣旨が果たされなくなっている事態等においては、氏名、年齢及び市町村名のみが必要最小限度の情報を公表することにより、家族等への情報提供を図る公益上の必要性が高い場合が多いと考えられる。

- また、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(平成16年12月24日 厚生労働省)」や同ガイドラインに関するQ&A(事例集)(17年5月20日改訂版)も踏まえれば、意識不明で身元の確認できない患者で、当該安否情報を公表すること、家族等がより早く患者を捜しあてることが可能になると判断できる場合においても同様の解釈を取る必要性が高いと考えられる。
- なお、今回の国民保護法に基づく安否情報の回答事務については、あくまで、警察、病院、民間サービス等による従来の情報提供・公表に加えて、「家族の知る権利」という立法趣旨を満たすための $+\alpha$ の措置であることから、従来の情報提供の仕組みに制限を加えるものではないことに留意することが必要である。

(3) 公表主体

- 公表主体については、情報を保有する主体が判断し、公表を実施することとなるため、安否情報システムによる情報共有を実施しない場合は、各情報収集団体のみが公表が可能であった。一方、安否情報システムにより情報共有する場合は、全地方公共団体が同一情報の共有主体となるため、同時に公表主体ともなり得ることを意味する。しかしながら、そもそも、当該情報共有の方式は、国民保護法に基づく安否情報の回答事務を円滑に実施するための方策であることから、安否情報システムにより共有した他団体の収集情報については、原則として公表することができないこととし、従前どおり、情報収集団体において判断することとするのが適当である。なお、収集主体の判断は、安否情報システムの各地方公共団体の専用領域内に入力された情報は当該団体が収集した情報と考えることとする。
- ただし、国が地方公共団体からの報告により収集した情報や、都道府県が管内の市町村からの報告により収集した情報については、国やそれぞれの都道府県が当該収集情報について公表主体となり得る。

10 自然災害や事故等への活用

(1) システムの活用

- 地方公共団体へのアンケート調査等においては、安否情報システムの自然災害や事故時における活用を希望する声が数多くあった。この点については、地方公共団体の個人情報保護条例のオンライン結合制限規定上の検討が必要となる。

- 同規定は、近年の電子自治体やIT化の推進を踏まえ、多くの地方公共団体において改正がなされ、「法令等に定めがある場合」や「個人情報審議会の意見を聴くこと等により、セキュリティ対策を十分講じた上で、結合を可能とする例が大半となっている。
- 本システムはこの点がクリアされるよう万全のセキュリティ対策を講じることとしている。また、消防庁内のサーバーについては、各地方公共団体の専用領域内の情報は当該団体のみがアクセス権限を有し、報告キーを押さない限り、他の団体が共有することはできない。さらに、当該情報については、災害後の一定期間のみ情報共有を可能とすることとしており、恒常的な情報共有は予定していない。従って、これらを前提とすれば、各地方公共団体の条例解釈となるものの、基本的には本システムを自然災害や事故等に活用することは差し支えないものと考えられる。また、災害時の必要性や地方財政の状況等も踏まえれば、そのような活用方策も十分検討される必要がある。

(2) 情報共有方式の活用

- 自然災害時等において、安否情報システムの活用により、他の地方公共団体と情報を共有し、それらの団体にも回答を行わせることについては、事務を実施する根拠を検討することが必要となる。
- 武力攻撃事態等は国民保護法が事務の根拠規定となるが、自然災害時等においては法律の直接的な事務の根拠規定が存在しない。従って、別途、災害時応援協定等のように、知事会や市長会、町村会等を活用し、全地方公共団体間で当該事務の協力を規定する応援協定等を締結する方策等を講じることが必要になると考えられる。
- 上述のとおり、本システム上は、全都道府県及び市町村が消防庁サーバーにそれぞれ独自領域を有し、報告キーを押さない限り、当該市町村内のクローズドなシステムとして活用が可能であるほか、さらに、都道府県においても、都道府県が報告キーを押さない限り、当該都道府県と管内市町村のみが情報を共有し、運用することが可能である。この特性を活用し、特定の都道府県内に被災地が収まっているような場合においては、情報共有方式についても、全国の間で情報共有せず、当該都道府県内の地方公共団体間で情報共有及び回答する方式を取る方策も有効と考えられる。

安否情報収集様式（避難住民・負傷者用）

記入日時（ 月 日 時 分）

① 名前	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号含む）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を特定する情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※備考	

（注1）本収集は国民保護法第94条第1項に基づき実施するものであり、個人情報保護に十分留意しつつ（同法第95条2項）、上記⑫～⑭の意向に沿って同法95条第1項に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）回答に関し、特段の希望がある場合は、備考欄に御記入願います。

安否情報

記入日時（ 月 日 時 分 ）

① 名 前		② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日	④ 男女の別	男 女
⑤ 住所		⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を特定するための情報			
⑧ 死亡の日時、場所、状況			
⑨ 遺体が安置されている場所			
⑩ 連絡先その他必要情報			
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。		同意する 同意しない	
※備考			

（注1）本収集は国民保護法第94条第1項に基づき実施するものであり、個人情報保護に十分留意しつつ（同法第95条2項）、上記⑫⑬の意向に沿って同法95条第1項に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）回答に関し、特段の希望があれば備考欄に御記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注）⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

安否情報の関連法令・通知集

参考1	ジュネーブ条約第1追加議定書	…27
参考2	国民保護法	…28
参考3	国民保護法施行令と住基法・戸籍法の比較	…29
参考4	国民保護法施行令	…30
参考5	安否情報省令	…33
参考6	国民保護基本指針（閣議決定）	…35
参考7	行政機関個人情報保護法	…37
参考8	行政機関情報公開法	…38
参考9	住民基本台帳の閲覧制度等のあり方に関する 検討委員会報告書（抄）	…39
参考10	法制審議会諮問（戸籍法改正関係）	…40
参考11	個人情報保護法及び条例における第三者提供の 関連規定	…41
参考12	医療・介護関係事業者における個人情報の適切な 取扱いのためのガイドライン（抄）	…45

ジュネーブ条約第 1 追加議定書

第 3 2 条 締約国紛争当事国並びに諸条約及びこの議定書に規定する国際的な人道的団体の活動は、この部の規定の実施に当たり、主として家族がその近親者の運命を知る権利に基づいて促進される。

第 3 3 条 紛争当事者は、事情が許す限り速やかに、遅くとも現実の敵対行為の終了の時から敵対する紛争当事者により行方不明であると報告された者を搜索する。

2 1 の規定に基づき行方不明であると報告された者に関する情報及びその情報についての要請は、直接に又は利益保護国、赤十字国際委員会の衆応安否調査部若しくは各国の赤十字社、赤新月社若しくは赤のライオン及び太陽社を通じて伝達する。

国民保護法

(市町村長及び都道府県知事による安否情報の収集)

第九十四条 市町村長は、政令で定めるところにより、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民（当該市町村の住民以外の者で当該市町村に在るもの及び当該市町村で死亡したものを含む。）の安否に関する情報（以下「安否情報」という。）を収集し、及び整理するよう努めるとともに、都道府県知事に対し、適時に、当該安否情報を報告しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により報告を受けた安否情報を整理するほか、必要に応じて自ら安否情報を収集し、及び整理するよう努めるとともに、総務大臣に対し、遅滞なく、これらの安否情報を報告しなければならない。

3 安否情報を保有する関係機関は、前二項の規定による安否情報の収集に協力するよう努めなければならない。

(総務大臣及び地方公共団体の長による安否情報の提供)

第九十五条 総務大臣及び地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、安否情報について照会があったときは、速やかに回答しなければならない。

2 前項の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長は、個人の情報の保護に十分留意しなければならない。

(外国人に関する安否情報)

第九十六条 日本赤十字社は、その国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、総務大臣及び地方公共団体の長が保有する安否情報のうち外国人に関するものを収集し、及び整理するよう努めるとともに、外国人に関する安否情報について照会があったときは、速やかに回答しなければならない。

2 総務大臣及び地方公共団体の長は、前項の規定により日本赤十字社が行う外国人に関する安否情報の収集に協力しなければならない。

3 前条第二項の規定は、日本赤十字社が保有する外国人に関する安否情報について回答する場合について準用する。

参考3

国民保護法施行令と住基法・戸籍法の比較

国民保護法施行令	住民基本台帳法	戸籍法
<p>(安否情報の提供) 第二十六条 法第九十五条第一項の規定により安否情報について照会をしようとする者は、照会をする理由、その氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに照会に係る者を特定するために必要な事項を明らかにしなければならぬ。</p> <p>2 前項の照会を受けた総務大臣又は地方公共団体の長は、当該照会に係る者の安否情報を保有している場合において、当該照会が不当な目的によるものと認めるとき又は照会に対する回答により知り得た事項が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かを回答するものとする。</p>	<p>(住民基本台帳の一部の写しの閲覧) 第十一条 2 前項の請求は、請求事由その他総務省令で定める事項を明らかにしてしなければならない。ただし、総務省令で定める場合には、この限りでない。</p> <p>3 市町村長は、第一項の請求が不当な目的によることが明らかなき又は住民基本台帳の一部の写しの閲覧により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがあることその他の当該請求を拒むに足りる相当な理由があると認めるときは、当該請求を拒むことができる。</p>	<p>第十条 2 前項の請求は、法務省令で定める場合を除き、その事由を明らかにしてしなければならない。</p> <p>3 市町村長は、第一項の請求が不当な目的によることが明らかなきは、これを拒むことができる。</p>

国民保護法施行令

(避難住民に関する安否情報の収集及び整理)

第二十三条 市町村長は、法第五十四条第二項 に規定する避難の指示を伝達したときは、法第六十二条第一項 の規定により法第一百四十八条第一項 の避難施設又は法第七十五条第一項第一号 の収容施設に向けて誘導する避難住民及びこれらの施設に滞在する避難住民について、速やかに、次に掲げる情報を収集し、及び整理するよう努めなければならない。

一 氏名

二 出生の年月日

三 男女の別

四 住所

五 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）

六 前各号に掲げるもののほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）

2 前項に規定するもののほか、同項の市町村長は、同項に規定する避難住民について、法第六十九条第一項 の規定による避難住民の復帰のための措置を終了するまでの間、継続的に、次に掲げる情報を収集し、及び整理するよう努めなければならない。

一 居所

二 負傷又は疾病の状況

三 前二号に掲げるもののほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報

3 法第五十四条第六項（法第五十八条第六項 において準用する場合を含む。）の規定により避難住民を受け入れた市町村長は、当該市町村の区域内に所在する法第一百四十八条第一項 の避難施設及び法第七十五条第一項第一号 の収容施設に滞在する避難住民について、第一項の市町村長と協力して、同項各号及び前項各号に掲げる情報を収集し、及び整理するよう努めなければならない。

い。

4 前三項に規定するもののほか、市町村長は、次のいずれかの事実を知ったときは、当該事実に係る避難住民（第一項及び前項に規定する避難住民を除く。）について、第一項各号及び第二項各号に掲げる情報を収集し、及び整理するよう努めなければならない。

- 一 当該市町村の住民が避難住民となったこと。
- 二 当該市町村の区域内に避難住民が滞在していること。

（武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した住民に関する安否情報の収集及び整理）

第二十四条 市町村長は、当該市町村の区域内で武力攻撃災害により死亡した住民（当該市町村の住民以外の者で当該市町村の区域内で死亡したものを含む。）があると認めるときは、その者について、次に掲げる情報を収集し、及び整理するよう努めなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる情報

二 死亡の日時、場所及び状況

三 死体の所在

2 市町村長は、当該市町村の区域内で武力攻撃災害により負傷した住民（当該市町村の住民以外の者で当該市町村の区域内に在るものを含む。）があると認めるときは、その者について、前条第一項各号及び第二項各号に掲げる情報を収集し、及び整理するよう努めなければならない。

3 市町村長は、当該市町村の区域外において当該市町村の住民が武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した事実を知ったときは、当該住民について、第一項各号に掲げる情報又は前項に規定する情報を収集し、及び整理するよう努めなければならない。

（安否情報の収集及び報告の方法）

第二十五条 法第九十四条第一項の規定による安否情報の収集は、市町村が保有する資料の調査、法第六十二条第一項の規定により避難住民を誘導する者による調査又は都道府県警察、消防機関、医療機関その他の関係機関に対する照会その他これらに準ずる方法により行うものとする。

2 法第九十四条第一項の規定による安否情報の報告は、書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）の送付その他の総務省令で定める方法により行うものとする。

（安否情報の提供）

第二十六条 法第九十五条第一項の規定により安否情報について照会をしようとする者は、照会をする理由、その氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに照会に係る者を特定するために必要な事項を明らかにしなければならない。

2 前項の照会を受けた総務大臣又は地方公共団体の長は、当該照会に係る者の安否情報を保有している場合において、当該照会が不当な目的によるものと認めるとき又は照会に対する回答により知り得た事項が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かを回答するものとする。

3 前項の場合において、総務大臣又は地方公共団体の長は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、第二十三条第一項各号及び第二項各号に掲げる情報（武力攻撃災害により死亡した住民にあつては、第二十四条第一項各号に掲げる情報）を回答するものとする。

4 前三項に定めるもののほか、安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項は、総務省令で定める。

安 否 情 報 省 令

(安否情報の報告方法)

第一条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号。以下「令」という。）第二十五条第二項（令第五十二条において準用する場合を含む。）の総務省令で定める方法は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号。以下「法」という。）第九十四条第一項（法第百八十三条において準用する場合を含む。）に規定する安否情報を様式第一号により記載した書面（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。）の送付とする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の照会方法)

第二条 法第九十五条第一項（法第百八十三条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による安否情報の照会は、令第二十六条第一項（令第五十二条において準用する場合を含む。）に規定する事項を様式第二号により記載した書面を総務大臣又は地方公共団体の長に提出することにより行うものとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、安否情報について照会をしようとする者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の回答方法)

第三条 法第九十五条第一項の規定による安否情報の回答は、安否情報の照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別その他必要な事項を様式第三号により記載した書面を交付することにより行うものとする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

安否情報報告書

報告日時: 17年 4月 1日 12時00分

市町村名: X X X 市 担当者名: X X X 太郎

避難住民に該当するかどうかの別	武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するかどうかの別	同意の有無	氏名	フリガナ	出生の年月日	男女の別	住所	国籍	その他個人を識別するための情報	居所	負傷又は疾病の状況	連絡先その他の安否の確保に必要と認められる情報	備考
該当	負傷	有	○山 X雄	マルヤマ パツオ	S33.2.2	男	○○県 X X市 Δ町1-1-1			○○県立病院 (X X市 Δ町5-5)	怪傷 落下物による 頭部打撲	連絡先 息子 海防次郎氏 (Δ町2-2-2)	
該当	非該当	有	消防 太郎	シヨウボウ タロウ	S17.5.4	男	○○県 X X市 ◇町2-2-2			○○小学校 (X X市 ◇町1-2-3)			
該当	死亡	有	消防 花子	シヨウボウ ハナコ	S20.11.5	女	○○県 X X市 ◇町2-2-2			○○県立病院 (X X市 Δ町5-5)	死亡 4.1 9:00 爆発により死亡		避難の途に 亡くなった様子
該当	非該当	無	不明	不明	不明	男	不明	不明	赤い帽子を被った 2, 3歳児 身長100cm程度	○○小学校 (X X市 ◇町1-2-3)			
該当	非該当	有	◇田 国○	シカクダ クニマル	S44.9.12	男	○○県 X X市 ◇町6-1-1			○○小学校 (X X市 ◇町1-2-3)			
該当	非該当	有	◇田 ○子	シカクダ マルコ	S46.1.19	女	○○県 X X市 ◇町6-1-1			○○小学校 (X X市 ◇町1-2-3)			
該当	非該当	有	◇田 国△	シカクダ クニサン	H11.8.18	男	○○県 X X市 ◇町6-1-1			○○小学校 (X X市 ◇町1-2-3)			
該当	負傷	有	家○ 進一	イエマル シンイチ	S32.10.16	男	ΔΔ県 ○○町 X X 2-J-2			○○県立病院 (X X市 ◇町3-4-5)	重傷 前線病院の下 敷きとなり 骨が露出	かかりつけ病院 ΔΔ県立病院	旅行者
該当	非該当	有	山下 M夫	ヤマシタ エムオ	S21.2.4	男	○○県 X X市 ◇町4-5-6			○○小学校 (X X市 ◇町1-2-3)			
該当	非該当	有	山下 N子	ヤマシタ エヌコ	S24.12.28	女	○○県 X X市 ◇町4-5-6			○○小学校 (X X市 ◇町1-2-3)			
該当	非該当	有	山下 O次	ヤマシタ オオジ	S51.3.3	男	○○県 X X市 ◇町4-5-7			○○小学校 (X X市 ◇町1-2-3)			
該当	負傷	有	山下 P子	ヤマシタ ビーコ	S46.7.7	女	○○県 X X市 ◇町4-5-7			○○小学校 (X X市 ◇町1-2-3)	軽傷 3.31 23:00 ガラス片に よる製粉		
該当	負傷	有	ケビン: ガ****	Kevin Ga****	S51.3.11	男	**** Ave. McLean, Virginia 22101	米国		○○県立病院 (X X市 Δ町5-6-5)	重傷 4.1 爆発に巻き込まれ、全 身大怪	作業用足人 大田〇半氏 (電話番号 〇**-** *-1111)	衣服又は疾病の状況 〇) 撮取は拒否
該当	非該当	無	楊 ****	Yao ****	S55.6.18	男	○○県 X X市 ◇町3-4-5	中国		○○小学校 (X X市 ◇町1-2-3)			

備考

- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 「避難住民に該当するかどうかの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するかどうかの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 「同意の有無」欄には、安否情報の提供に係る同意について「有」又は「無」と記入すること。
- 当該条件を「備考」欄に記入すること。
- 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 「国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
- 武力攻撃災害により死亡した住民にあつては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「死体の所在」を記入すること。

国民の保護に関する基本指針（17年3月閣議決定）

6 安否情報の収集及び提供

- 安否情報の収集及び提供については、武力攻撃事態等や武力攻撃災害等の状況を踏まえ、他の国民保護措置の実施状況を勘案し、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとする。
- 安否情報の収集及び提供に当たっては、個人情報の保護及び報道の自由に十分な配慮を行うものとする。
- 国〔総務省、消防庁〕は、安否情報の収集及び提供の在り方について、効率的なシステムの検討を行い、円滑な安否情報の収集及び提供が行われるよう努めるものとする。

① 安否情報の収集及び提供

① 市町村長の行う安否情報の収集

- 市町村長は、武力攻撃事態等に至ったときに直ちに安否情報の収集が実施できるよう、保有する資料等に基づき事業所・学校等安否情報の収集の協力を要請する関係機関を把握しておくなど、平素から必要な準備をするよう努めるものとする。
- 市町村長は、当該市町村の区域内に存する避難施設若しくは医療機関に收容され、又は入院している避難住民等について、安否情報を収集し、整理するよう努めるとともに、これを適時に都道府県知事に報告するものとする。この場合において、市町村の他の執行機関は、市町村の国民保護計画で定めるところにより、その保有する安否情報を積極的に市町村長に提供するなど、市町村長が行う安否情報の収集に協力するよう努めるものとする。

② 都道府県知事の実行安否情報の収集

- 都道府県知事は、武力攻撃事態等における安否情報の収集を円滑に行うため、当該都道府県の区域内の市町村の準備状況を平素から把握し、必要に応じ体制整備のための助言を行うよう努めるものとする。この場合において都道府県知事は、体制が不十分な市町村が存在するときは、当該市町村を支援できるよう準備に努めるものとする。
- 都道府県知事は、市町村長から報告を受けた安否情報を整理するほか、必要に応じ、市町村長が行う安否情報の収集に準じて自ら収集した安否情報を整理するよう努めるものとする。安否情報の整理に当たっては、安否情報の収集対象者の重複を排除し、回答しやすいように整理するとともに、自己の保有する情報との照合を行うなどの事実確認をできる限り行い、その情報の正確性確保に努めるものとする。この場合において、都道府県の他の執行機関は、都道府県の国民保護計画で定めるところにより、その保有する安否情報を積極的に提供するなど、都道府県知事が行う安否情報の収集に協力するよう努めるものとする。

③ 総務大臣の実行安否情報の収集

- 総務大臣は、武力攻撃事態等において地方公共団体の長が行う安否情報の収集等が円滑に行われるよう、都道府県知事を通じて、地方公共団体の安否情報の収集体制について平素から把握し、必要に応じ体制整備のための助言を行うよう努めるものとする。

○総務大臣は、都道府県知事から報告を受けた安否情報について、安否情報の収集対象者の重複を排除し、回答しやすいように整理するよう努めるものとする。

④ 安否情報の提供

○総務大臣及び地方公共団体の長は、安否情報の照会があったときは当該照会が不当な目的によるものと認めるとき又は照会に対する回答により知り得た事項が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かを回答するものとする。

○総務大臣及び地方公共団体の長は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは照会に係る者の氏名出生の年月日男女の別、住所、国籍等の個人を識別するための情報及び居所、負傷又は疾病の状況、連絡先等の安否情報（武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、個人を識別するための情報並びに死亡の日時、場所及び状況並びに死体の所在）を回答するものとする。この場合において、回答に当たっては、これらの項目のうち、必要最小限の情報を回答するものとする。

② 関係機関による安否情報の収集に対する協力

○指定行政機関は、武力攻撃事態等に至ったときに、地方公共団体の長が行う安否情報の収集等が円滑に実施されるよう、その国民保護計画に必要な協力内容を定めておくよう努めるものとし、武力攻撃事態等においては、市町村長が都道府県知事に対して報告する方法に準じて、保有する安否情報を速やかに地方公共団体の長に提供するなど、地方公共団体の長が行う安否情報の収集に協力するよう努めるものとする。

○指定公共機関及び指定地方公共機関並びに医療機関、私立学校その他の安否情報を保有する関係機関は、地方公共団体の長が行う安否情報の収集が円滑に実施できるよう、その業務の範囲内で、照会に応じてその保有する安否情報を提供するなど、地方公共団体の長が行う安否情報の収集に協力するよう努めるものとする。

○この場合において、地方公共団体の長がこれらの機関に対し安否情報の収集への協力を要請するに当たっては、当該協力が各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意するものとする。

○指定行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関が安否情報の収集に対して協力する場合は、原則として、安否情報の対象となる避難住民及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した住民の現に所在する地方公共団体の長に安否情報を提供するものとし、当該住民が住所を有する地方公共団体が判明している場合は、併せて当該地方公共団体の長に対し、安否情報の提供を行うよう努めるものとする。

③ 外国人に関する安否情報の収集及び提供

○総務大臣及び地方公共団体の長は、外国人に関する安否情報について指定公共機関〔日本赤十字社〕の協力依頼があったときは、安否情報の提供等必要な協力をするものとする。

○総務大臣及び地方公共団体の長は、指定公共機関〔日本赤十字社〕に対して外国人に関する安否情報の提供を速やかに行うことができるよう整理しておくものとする。

○指定公共機関〔日本赤十字社〕が行う外国人に関する安否情報についての提供は、総務大臣及び地方公共団体の長が行う提供方法等に準じて行うものとする。

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

(利用及び提供の制限)

第八条 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律

(行政文書の開示義務)

第五条 行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

一 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

住民基本台帳の閲覧制度等のあり方に関する検討会報告書(抄)(17.10)

●居住関係を公証する公簿として、法制定時から、広く一般に公開することが原則（以下「公開原則」という）とされ、法11条において何人も住民基本台帳の一部の写しの閲覧を請求することができること、法12条及び20条において何人も住民票の写し（又は記載事項証明書）及び戸籍の附票の写しの交付を請求することができることとされている。

●これに対しては、個人情報保護の観点から、公開原則を見直し、原則非公開とすべきとの意見がある。特に、現行の閲覧制度は、広く何人でも閲覧を請求できることとされているため、閲覧の対象が氏名、生年月日、性別、住所の4情報に制限され、不当な目的又はそのおそれがある場合等には請求を拒否できることとされているとしても、その審査基準等が不明確なこともあり市町村の審査がまちまちとなっていること、ダイレクトメールなどの営業活動のために大量に閲覧され広く利用されていること、制度を悪用したと考えられる事件が発生していることなどについて問題点が指摘されている。

●当検討会としては、情報通信技術の著しい発展等社会経済情勢の変化とそれに伴う個人情報保護に対する意識の高まりに的確に対応するため「現行の何人でも閲覧を請求できる」という閲覧制、度は廃止し法の目的に即して閲覧できる主体と目的を限定するとともに審査手続等についても整備するなど、個人情報保護に十分留意した新たな制度として構築すべきと考える。

●閲覧できる主体と目的

- ① 本人又は同一の世帯の者
- ② 国及び地方公共団体
- ③ ①及び②以外の者のうち住民の居住関係について確認することについて正当な理由をもつ者
 - a 世論調査、学術調査などいわゆる社会調査のうち公益性が高いと考えられるものの対象者を抽出するために閲覧する場合
 - b 社会福祉協議会や自治会などの公共的な団体が住民サービスの向上につながるような公益性の高い事業を実施するために閲覧する場合等

法制審議会（17年10月6日諮問第74号）

諮問第七十四号

個人に関する情報を保護する観点から、戸籍及び除かれた戸籍の謄抄本等の交付請求をすることができる場合を制限するとともに、当該交付請求の際に請求者の本人確認を行うものとするなど、戸籍の公開制度の在り方を見直し、併せて、戸籍に真実でない記載がされるのを防止するため、戸籍の届出をする者の本人確認を行う必要があると思われるので、別紙要綱（骨子）について御意見を承りたい。

別紙 要綱（骨子）

第一 戸籍の謄抄本・記載事項証明書の交付請求

- 一 戸籍に記載されている者等一定の者は、その戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書（以下「戸籍の謄抄本等」という。）の交付請求をすることができるものとする。
- 二 一に規定する者以外の者は、相続関係を証明する必要がある場合、官公署に提出する必要がある場合、戸籍の記載事項を確認するにつき正当な利害関係がある場合等に限り、戸籍の謄抄本等の交付請求をすることができるものとする。
- 三 二の規定により戸籍の謄抄本等の交付請求をする場合には、二に該当することを明らかにしなければならないものとする。
- 四 戸籍の謄抄本等の交付請求をする者について、本人確認を実施するものとする。

第二 除かれた戸籍の謄抄本・記載事項証明書の交付請求

除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付の請求についても、第一と同様とするものとする。

第三 戸籍の届出の手續

届出によって効力を生ずべき行為について戸籍の届出をする者について、本人確認を実施するものとする。

第四 その他

第一から第三までのほか、所要の規定の整備を行うこと。

個人情報保護法及び条例における 第三者提供の関連規定

● 行政機関個人情報保護法（平成17年4月施行）

※但し以下の条文については、「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」（平成17年4月廃止）の中で、昭和63年12月に施行。

第八条 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

● 個人情報保護法（平成17年4月施行。民間事業者等を対象）

第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

●新潟県個人情報保護条例（平成17年7月施行）

※第7号17年4月・第6号18年4月施行

第10条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために個人情報を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のもに提供してはならない。ただし、当該個人情報の利用又は提供が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等の規定又は各大臣等の指示に基づくとき。
- (2) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ない必要があると認められるとき。
- (4) 当該個人情報が出版、報道等により公にされているとき。
- (5) 同一実施機関内で当該個人情報を利用する場合又は他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人に当該個人情報を提供する場合において、当該同一実施機関内で当該個人情報を利用する実施機関又は当該個人情報の提供を受けるものが、当該個人情報を事務に必要な限度で使用し、かつ、使用することについて相当の理由があると認められるとき。
- (6) 個人の生命、身体及び財産の保護又は犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として公安委員会又は警察本部長が前号に規定する者以外のもに提供する場合であって、当該目的の達成に必要な限度で提供し、かつ、提供することに特別の理由があると認められるとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると実施機関が認めるとき。

2 実施機関は、前項ただし書の規定により個人情報を利用し、又は提供するときは、個人の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

●**兵庫県個人情報保護条例（平成9年4月施行）** ※第4号は8年10月施行

第7条 実施機関は、個人情報の収集の目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (4) 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他の公共の安全と秩序の維持を目的として利用し、又は提供するとき。
- (5) 審議会の意見を聴いて、公益上の必要その他相当の理由があると実施機関が認めるとき。

●**静岡県個人情報保護条例（平成15年4月施行）**

第11条 実施機関は、法令等に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 実施機関がその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- (3) 県の機関（当該実施機関を除く。）、国又は他の地方公共団体に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、その権限に属する事務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

●尼崎市個人情報保護条例（平成17年4月施行）

第8条 実施機関は、法令等に規定のある場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。
- (2) 実施機関がその所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であつて、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由があると認められるとき。
- (3) 他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、当該保有個人情報の提供を受ける者が、法令等の定める事務又は事業の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由があると認められるとき。
- (4) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき。
- (5) 本人以外の者に保有個人情報を提供することが明らかに本人の利益になると認められるとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、保有個人情報を提供することについて尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会（以下「審査委員会」という。）の意見を聴いて特別の理由があると認められるとき。

医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いの
ためのガイドライン（抄）（平成16年12月24日 厚生労働省）

Ⅲ 医療・介護関係事業者の義務等

1. 利用目的の特定等（法第15条、第16条）

（2）利用目的による制限の例外

医療・介護関係事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで法第15条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならないが（法第16条第1項）、同条第3項に掲げる場合には、本人の同意を得る必要はない。具体的な例としては以下のとおりである。

①法令に基づく場合

医療法に基づく立入検査、介護保険法に基づく不正受給者に係る市町村への通知、児童虐待の防止等に関する法律に基づく児童虐待に係る通告等、法令に基づいて個人情報を利用する場合であり、医療・介護関係事業者の通常の業務で想定される主な事例は別表3のとおりである。根拠となる法令の規定としては、一般に刑事訴訟法第218条（令状による捜査）、地方税法第72条の63（個人の事業税に係る質問検査権、各種税法に類似の規定あり）等が考えられる。これらの法令は強制力を伴って回答が義務づけられるため、医療・介護関係事業者は捜査等が行われた場合、回答する義務が生じる。また、刑事訴訟法第197条第2項（捜査に必要な取調べ）等については、法の例外規定の対象であるが、当該法令において任意協力とされており、医療・介護関係事業者は取調べ等が行われた場合、回答するか否かについて個別の事例ごとに判断する必要がある。この場合、本人の同意を得ずに個人情報提供を行ったとしても、法第16条違反とはならないが、場合によっては、当該本人からの民法に基づく損害賠償請求等を求められるおそれがある。

②人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

（例）

・意識不明で身元不明の患者について、関係機関へ照会する場合

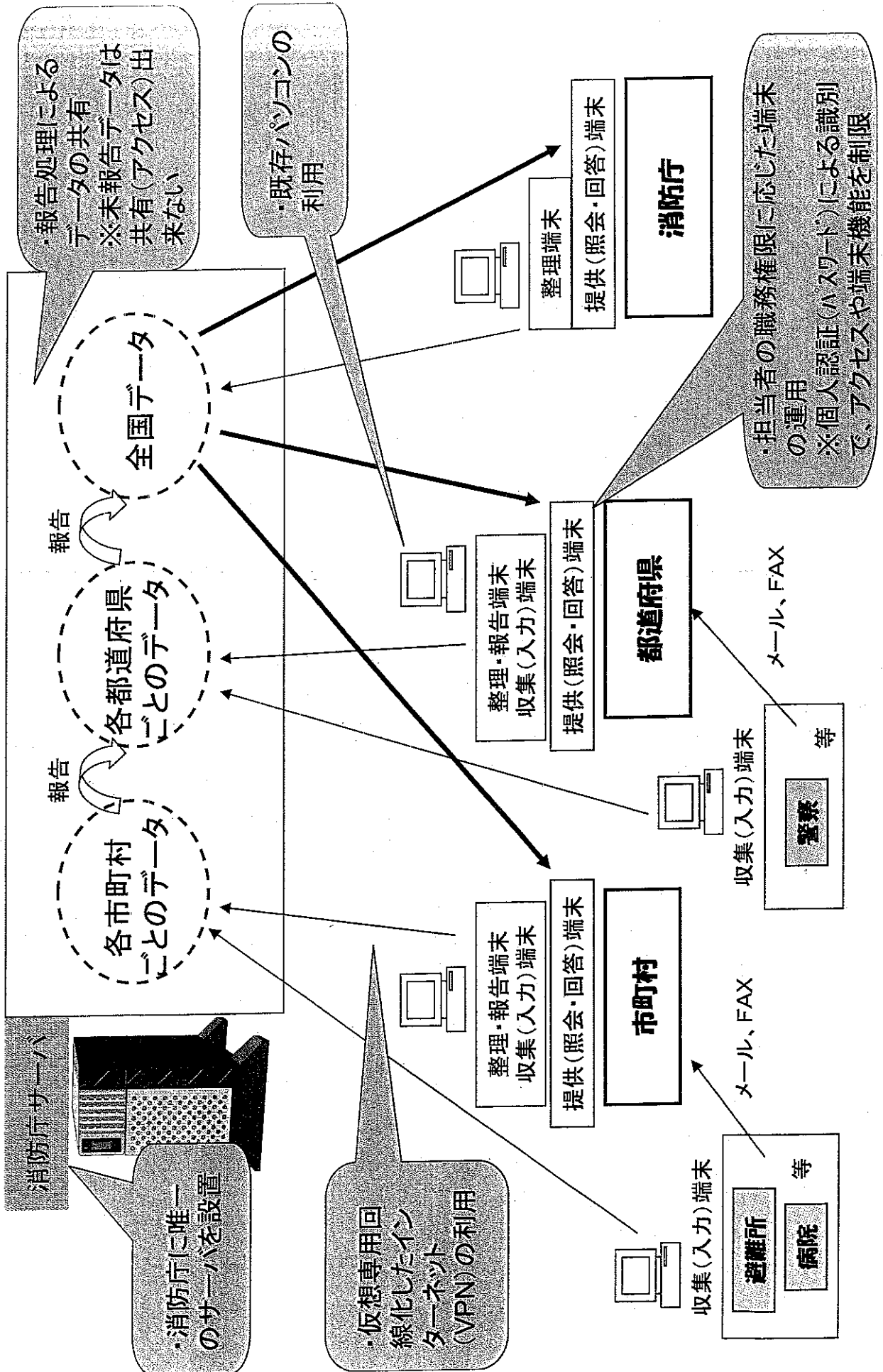
・意識不明の患者の病状や重度の痴呆性の高齢者の状況を家族等に説明する場合

③公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

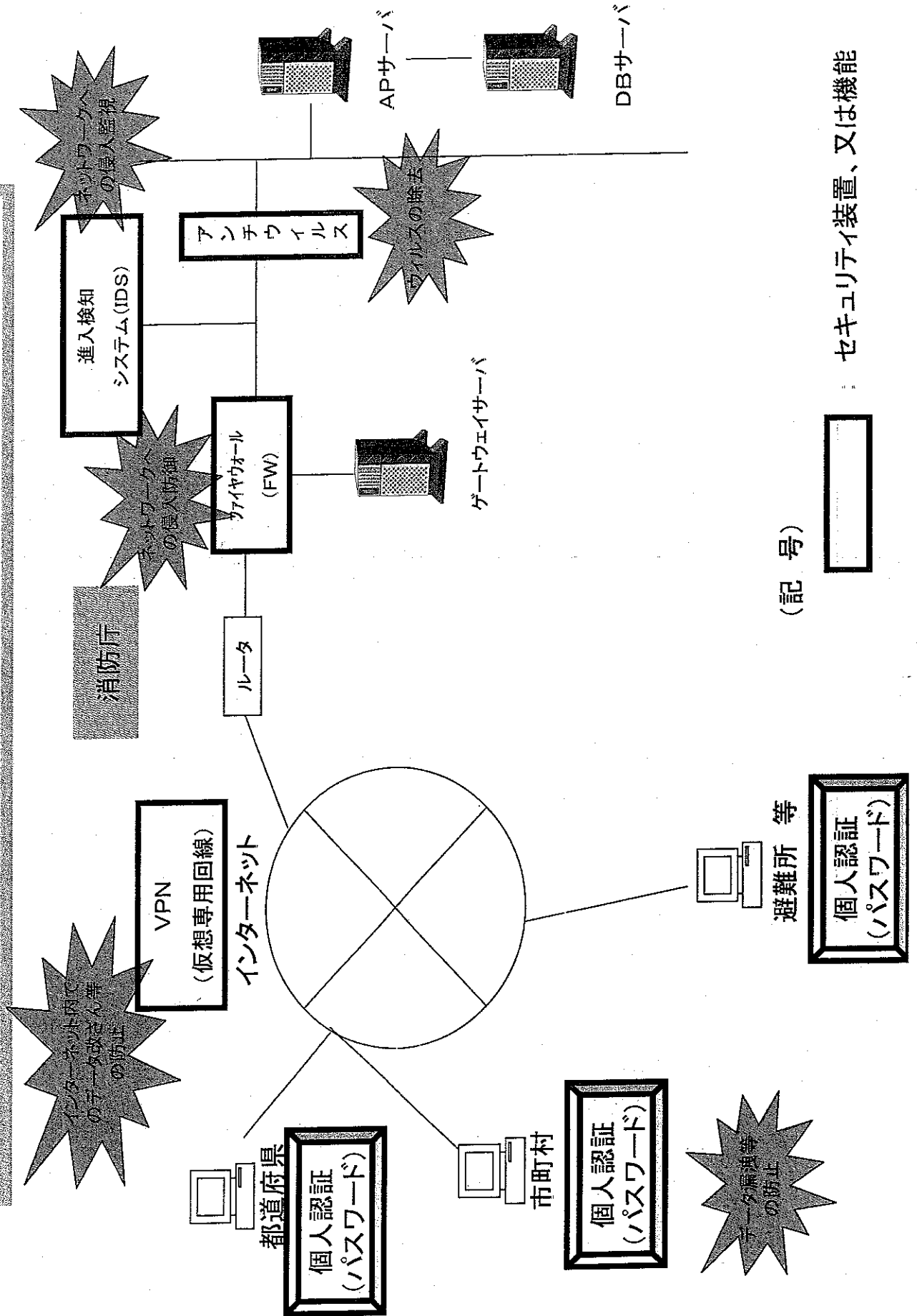
（例）

- ・健康増進法に基づく地域がん登録事業による国又は地方公共団体への情報提供
- ・がん検診の精度管理のための地方公共団体又は地方公共団体から委託を受けた検診機関に対する精密検査結果の情報提供
- ・児童虐待事例についての関係機関との情報交換
- ・医療安全の向上のため、院内で発生した医療事故等に関する国、地方公共団体又は第三者機関等への情報提供のうち、氏名等の情報が含まれる場合

安否情報システム(仮称)の構成 (イメージ)



安否情報システムのセキュリティ (イメージ)



(記号)

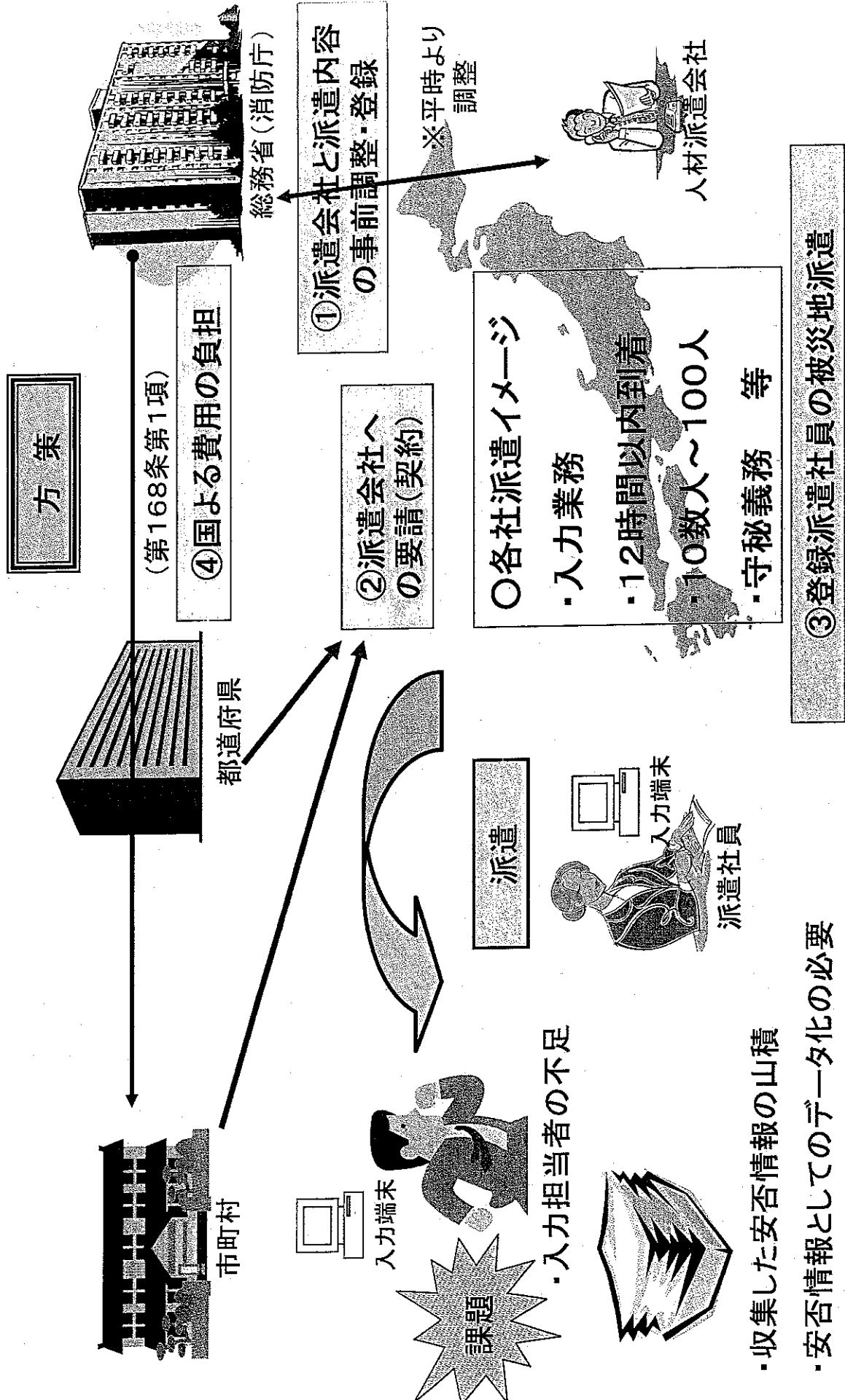


セキュリティ装置、又は機能

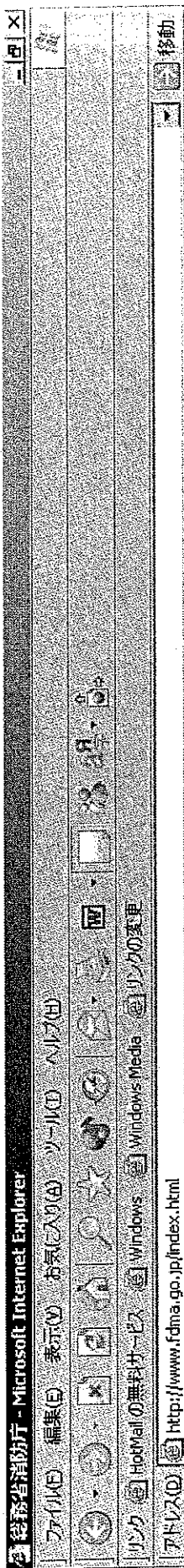
避難所等



派遣社員による安否情報の入力支援方策



国民向けインターネット検索システム（イメージ案）



行政保有情報の検索画面

▶ English

同姓同名の場合、
さらに「住所」で絞り
込み検索

② 検索の実行

検索

① 氏名の入力

消防 太郎

「漢字」、「カタカナ」又は「アルファベット」を入力して下さい。

③ 検索結果の表示

▼

2 行政保有情報の有無

(行政側が収集した情報(避難所の収容者、病院の負傷者又は死者)に該当するか)

※本人の希望により該当無となる場合があります。

最寄りの市町村又は都道府県の窓口
でさらに確認が出来ます。

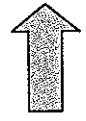
○ 役場の安否情報窓口 ▶ 一覧

※窓口で、迅速に、さらに確認が出来ます(身分証明書(運転免許証等)を持参下さい)。

※電話による照会もできますが、回線が混在してつながらない場合もあります。また、電話の場合、確認手続きに時間を要します。

□

無



○ 民間の安否情報サービス ▶ 一覧

※民間サービスに登録されている可能性があります。